**社会保険等に関する誓約書の提出について**

　大阪府立病院機構（以下「機構」という。）では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の観点から、機構が発注する建設工事において、受注者を社会保険等※加入者に限定する取組みを進めてきました。

　この度、社会保険等への加入をより一層促進するため、平成30年４月１日以降に公告等を行う全ての建設工事について、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを禁止するとともに、受注者には、「社会保険等未加入業者を下請負人としない」旨の誓約書の提出を求めることとしましたので、お知らせします。

　※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

（**注）令和６年4月1日以降に契約締結するものについては、誓約書の様式を変更していますので、**

**ご注意ください。**

記

１．誓約書提出対象者　　機構が発注する建設工事の受注者

２．様式　　　　　　　　別紙

３．提出期限　　　　　　落札決定後速やかに機構の契約担当者に提出

４．施行日　　　　　　　平成30年４月１日以降に公告等を行う案件より

以上

◇上記取組みに合わせて、工事請負契約書において受注者が請負代金内訳書を提出する旨を新たに規定し、受注者から下請負人に対して、社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを求めます。

◇上記請負代金内訳書は、契約締結後速やかに提出して頂きます。（様式は契約後に配布）

別紙（令和６年４月改訂）

**社会保険等に関する誓約書**

１当社は、本書の提出日において、次の保険に適法に加入しています。

（※該当する保険をマークしてください。）

□　雇用保険　　　　　　□　健康保険　　　　　　□　厚生年金保険

２（１）当社は、本書の提出日において、次の保険が、法令で適用除外とされています。

（※該当する保険をマークしてください。）

□　雇用保険　　　　　　□　健康保険　　　　　　□　厚生年金保険

（２）法令で適用除外である理由は、次のとおりです。

（※該当するものにマークし、必要事項を記載してください。）

□　従業員規模等による（従業員　　　　人）

□　国民健康保険組合への加入による

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）

３　当社は、当社が受注者となったときは、社会保険等に未加入の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者をいい、加入義務がない者を除く。以下「未加入者」という。）を、下請負人（第二次以下の下請契約の当事者を含む。以下同じ。）としません。

また、当社は次の事項を遵守します。

1. 施工体系図を作成する際は、建設業許可業者である下請負人における社会保険等の加入状況を適切に確認する。
2. 下請契約の締結後遅滞なく、建設業許可業者である下請負人が社会保険等に加入している事実を確認した書類（社会保険等の適用除外に関する誓約書を含む。）を地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）に提出する。
3. 社会保険等に未加入である下請負人を把握したときは、その旨を機構に報告する。
4. 機構から当社に対し、未加入者である下請負人への加入指導を求められた場合は、適切に指導を行い、社会保険等に加入した事実を確認することのできる書類を機構に提出する。
5. 下請負人が社会保険等に未加入である旨を機構が保険担当機関に通報することについて、当該下請負人に周知徹底する。

以上、誓約します。なお、本書に記載した事項と事実が相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

地方独立行政法人大阪府立病院機構

大阪急性期・総合医療センター

総　長　　嶋津　岳士　様

令和　　年　　月　　日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

※本書において、雇用保険とは雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険を、健康保険とは健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険をいい、これらを総称して「社会保険等」といいます。

　また、建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者を「建設業許可業者」といいます。

※自らが「法令で適用除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、雇用保険については[厚生労働省（公共職業安定所）](http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html)に、健康保険及び厚生年金保険については[日本年金機構（年金事務所）](http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html)にお問い合わせください。